

財団法人富山県社会保険協会 役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人富山県社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第22条第1項の但し書に規定する、常勤役員の退職手当に関する事項を定める。

(支給の対象)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、退職又は解任事由が禁固以上の刑による処分の場合は、退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退任（解任）又は死亡した日における、その者の俸給月額に、在職年数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の年数計算については、任命の日から起算し、暦日に従って計算する。なお、在職期間のうち1年未満の月数がある場合は、これを切捨てる。

(端数処理)

第5条 第3条の規定により算出した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(再任等の場合の取り扱い)

第6条 常勤役員が、任期満了の日又はその翌日に再び常勤役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては引き続き在職したものとみなす。

2 常勤役員が、任期満了の日以前に退職又は解任となった場合は、その日をもって退職とし、退職手当を支給する。

(退職手当の調整)

第7条 常勤役員が、協会職員を兼務している場合において、職員退職手当規程に基づき退職手当が支払われる場合は、その範囲内において常勤役員としての退職手当を調整して支給する。

(その他の事項)

第8条 本規程の実施に関し、特段の定めのない事項については、職員退職手当支給規程を準用する。

附 則

1 この規程は、平成14年11月5日から施行する。

2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。